

- (六) 大陸地區出生者，應另附經海基會驗證之未在大陸地區設有戶籍及領用大陸地區護照之證明文件。
- (七) 委託書：委託他人代理申請者，應附委託書，並於代申請人簽章處，親筆簽名或蓋章。
- (八) 已入國停留期間申請者，加附入國許可證件。
- (九) 證件費新臺幣 600 元；已入國合法停留期間申請者，證件費新臺幣 400 元。
- (十) 相關證明文件（如列表）

#### 四、注意事項：

- (一) 申請在臺灣地區居留案件，其資料不符或欠缺者，應於本署書面通知送達翌日起 15 日內補正（申請資料需至國外申請或國外申請案件補正期間為 3 個月）。未於規定期限內補正者，本署得駁回其申請。
- (二) 依規定繳附之文件為外文者，應經駐外館處驗證，並檢附經駐外館處驗證或國內公證人認證之中譯本。如在香港、澳門或大陸地區製作之文書，應經香港中華旅行社、澳門台北經濟文化中心或海基會驗證。
- (三) 在國外申請居留經許可者，核發單次入國許可證及臺灣地區居留證副本，申請人自持憑入國之翌日起 15 日內，應親持臺灣地區居留證副本、外僑居留證（無者免附）、居住地身分證明（驗正本、收影本）與該副本同版之彩色相片 1 張及其他應補正文件等，至本署服務站換領臺灣地區居留證。但未滿 14 歲者，得由其法定代理人或以掛號郵遞換領。

五、申請處所及查詢資訊：本署各縣市服務站；聯絡資訊請洽本署網站。

本署網址：<http://www.immigration.gov.tw>

## 日本語訳

台湾地区で戸籍がない国民が台湾地区で居留申請する為  
の手続き要領（番号 0303）

### 一、適用対象：

（一）台湾地区で戸籍がない国民の中で、下記に該当する  
場合、居留の申請ができる。

- 1.直系親族、配偶者、兄弟姉妹或いは配偶者の父母が現在、台湾地区に戸籍がある。その親族関係が養子縁組による場合、養子縁組時の年齢は12才以下であり、且つ養親と台湾地区で共同生活をする2名を限度とする。
- 2.現職立法委員（華僑選挙）である。
- 3.帰化により、我が国の国籍を取得した。
- 4.台湾地区で戸籍がある国民の国外で出生した子女で、年齢が20才以上。
- 5.我が国の旅券で入国し、台湾地区で合法的に7年以上連続して居住し、且つ毎年183日以上居住している。
- 6.台湾地区で台湾ドル（TWD）1千万元以上を投資し中央目的事業主管機関から許可又は届け済みで

ある。

- 7.嘗て台湾地区で居留した中央目的事業主管機関から帰国修学を許可された華僑学生が卒業後、僑居地に帰り満2年以上就労経験がある。
- 8.国家、社会に特殊な貢献がある、又は、台湾地区における高級専門人材。
- 9.特殊技術又は技能があり、中央目的事業主管機関から招聘延長され帰国した。
- 10.前項以外、政府機関或いは国公私立大学、大学院から任用或いは雇用された。
- 11.中央勞工主管機関或いは目的事業主管機関が台湾地区で就業服務法第46条第1項第1款から第7款或いは第11款に定められた労働に従事することを許可した。
- 12.中央目的事業主管機関が帰国就学を許可した華僑学生。
- 13.中央目的事業主管機関が職業訓練目的の帰国を許可した学徒。
- 14.中央目的事業主管機関が研究実習目的の帰国を許可した修士、博士課程の研究生。

15.中央勞工主管機關が台湾地区で就業服務法第 46 条第 1 項第 8 款から第 10 款に定められた労働に従事することを許可した。

(二) 前項第 1 款、第 2 款、第 4 款から第 11 款の該当者の配偶者と未成年の子女は同時に申請できる。同時申請しない場合、該当者本人が入国居留許可後、定住許可前に申請できる。

(三) 入出国及移民法施行前にすでに入国したタイ、ミャンマー或いはインドネシア地区の無国籍人民が帰化申請により、我が国の国籍を取得した者及び台湾地区に戸籍がない国民で強制出国させられない者。

## 二、申請順序：

(一) 海外在住者：我が国在外大使館、領事館、代表処、弁事処或いはその他外交部の授權機関（以下在外公館と略称）に申請する。在外公館には内政部入出国及移民署（以下本署と略称）から派遣駐在している審査官がおり審査する；審査官が派遣されていない場合は、在外公館が指定した人員が審査する。どちらの場合も在外公館から申請案件を本